

「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部を改正する件（案）」
（器具及び容器包装のポジティブリスト制度導入に伴う規格の設定）について（概要）

1. 改正の趣旨

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条第 1 項の規定により、厚生労働大臣は、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、器具若しくは容器包装若しくはこれらの原材料につき規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができることとされており、この規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）において、器具、容器包装等の規格基準が定められている。規格基準告示で規格又は基準が定められた器具、容器包装等については、同条第 2 項の規定により、その規格又は基準に合わなければ販売等を行ってはならないとされている。

また、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）による改正後の食品衛生法（以下「改正食品衛生法」という。）第 18 条第 3 項において、政令で定める材質（合成樹脂を想定）の原材料であって、これに含まれる物質は、当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量が同条第 1 項の規格に定められたものでなければならないこととされている。

今般、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会の審議を踏まえ、規格基準告示を改正し、改正食品衛生法第 18 条第 3 項に規定される「政令で定める材質の原材料であって、これに含まれる物質」に関する規格を設定し、その他所要の改正を行う。

2. 改正の概要

規格基準告示中「第 3 器具及び容器包装 A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格」につき、別紙に記載する合成樹脂の原材料であって、これに含まれる物質についての規格（基ポリマー及び添加剤等）を定めるため必要な改正を行う。

3. 根拠法令

改正食品衛生法第 18 条第 1 項及び同条第 3 項

4. 適用期日等

告示日：令和元年 12 月（予定）

適用日：令和 2 年 6 月（予定）